

会議等名	平成 19 年度 第 8 回 海老名市総合計画審議会
日 時	平成 19 年 10 月 12 日(水) 10 : 00 ~ 12 : 00
場 所	海老名市役所 3F 政策審議室
出席者	<p>委員：鈴木(守)会長、矢野委員、橘川委員、鈴木(輝)委員、三宅委員 森川委員、石井(正)委員、赤井委員、間宮委員、高林委員 西井委員、岡本委員、菅谷委員 (欠席 井上委員、石井(伸)委員)</p> <p>所管部：三橋総務部次長、碓井財務部長、須田市民環境部長、鍵渡市民環境部次長</p> <p>事務局：瀬戸企画政策課長、江下主査、内田主査 (傍聴者 0)</p>
<p>1. 開 会 (事務局)</p> <p>2. 会長あいさつ(会 長)</p> <p>○ 8 月に「諮問」がなされ、以降、集中的に審議を進めてきた。</p> <p>○ 計画に対する市民の思いと社会情勢の変化について、この 10 年間でやるべきことを整理・位置付けを図り、実効性を確保していくための海老名市第四次総合計画。</p> <p>○ 次回会議において、「答申書」を市長へ提出する予定。とりまとめについて、ご理解とご協力をいただきたい。</p> <p>3. 議題 (進行 会 長)</p> <p>◎海老名市第四次総合計画(案)について</p> <p>●基本計画(案) 「第 5 章 活力ある産業のフィールド」についての議論</p> <p>《意見・質疑等》</p> <p>○ 賞味期限切れ食品の問題、個人情報保護問題、パソコン情報管理等、市の全体的なリスク管理を専門的に実施している部署はあるのか ?</p> <p>⇒ 危機管理は企画部で対応。個別事項は各所管で対応。 来年度以降、設置を予定している政策研究所の機能としての検討を行う。</p> <p>○ 農業振興について、三次総から四次総における進捗が見られない。</p> <p>○ 将来のためにも、特徴のある農業の研究を図られたい。</p> <p>○ 都市近郊農業である海老名の農業事情は難しい。 「農業経営」と「まちづくり」の両面での視点が必要。集約化・効率化を図ることにより、農業経営は大丈夫だが、まちづくりにおける農地の位置付けが難しい。</p> <p>⇒ 農地保全、後継者対策、効率化等が大きな課題。今は過渡期。 農家、消費者、緑地各々の観点からの総合的な施策展開を図る。</p> <p>○ 消費者の購買志向が個人商店からコンビニへ進んでいる現状において、個店が元気になる対策、地域における商業の考え方についてうかがう。</p> <p>⇒ 市内 13 の商店街はいずれも苦勞している。地域ごとの課題もある。 大規模店との連携等が考えられるが、地域・個店の意向に即した対応方策を図っていく。</p> <p>○ 商工会議所への依存が強いと感じる。行政の積極的な対応が必要。</p> <p>○ 市街化調整区域、特に農振地域・農用地域の未耕作荒廃農地については、今後、農地として機能しなくなってしまうことも考えられる。例えば指定を解除し、土地を有効活</p>	

用することについての考え方は？

- 農用地の農業振興策について計画での位置付けが必要。
- ⇒ 農振地域・農用地域の指定は、農地保全のひとつの方策。
荒廃農地対策として、農地の斡旋による集約化・流動化などを図る。

- 企業誘致の取り組みの記述が弱い。より積極的な記述とされたい。
- 特区の活用等により、産業活性化を図るべき。
- 誘致も重要であるが、既存企業の市外流出防止も重要である。計画での位置付けを図られたい。
- ⇒ 近隣自治体での特区活用事例はある。
誘致と併せ、既存企業への支援等についての条例化及び産業活性化の観点からの住工混在解消方策についても検討中。

- 市民は農地・緑地を残せと意見するだけでなく、そのために、市民も責任を持って、市内農産物を食べ地産地消を進める等、意識を高めることが必要。
- ⇒ 農業従事者・消費者・市民の立場で考えることが必要。
消費者・市民における農業への理解を深め、市民農園・農業拠点づくりを進め、地産地消を図る。
- 地産地消の普及に向けた、市内産物の付加価値の創造、確実に購入できる流通ルート確保等の整備が必要。

- 生活クラブでも市内産物取り扱いの拡充を図られたい。

- 利益がなければ農業の維持は困難であろう。海老名の農業は利益があるのか？
生産者と消費者のルート確保と併せ、これまでの観点を換え、消費者のニーズに即した産物を作り出すことが必要。

- 8俵/10a・13000円/1俵 よって1反当たり100000円の収入となるが、経費・労働力を考慮すれば利益はほとんどないため、所得は他産業と比して高くない。
- 水田10ha以上の大規模農家もあるが、多数を占める小規模農家は米作依存でなく、商品作物へシフトしている。
- 商業との連携は、農業存続上の付随的な問題であり、相続税・固定資産税等の土地税制が大きな問題。
- まちづくりと連携した農業を、議論・検討していかなければならない。

- 農業の現状を理解した上で、今後のあり方を考えていかなければならない。

- 海老名サービスエリアの有効活用における、市民の利便性向上とはどういうことか？
- ⇒ これまで、厳格であったサービスエリア内での市内産物直売について、中日本高速の考え方が柔軟になってきたこともある。市民が気軽に利用できるよう何とか進めて行きたい。

●基本計画(案) 「第6章 新たな行財政運営のフィールド」についての議論

- 人口増加・企業立地等による自主財源確保に向け、海老名駅駅間開発・西口区画整理

は欠かせないもの。この動きが市内全域へ波及していく。

⇒ 事業者としては、海老名駅駅間開発は是非とも事業化したい意向があるようだ。市も駅間の土地利用を前提としたまちづくりを考えている。

○ 健全な行財政であることは心強いが、市債の少なさにこだわってはいけぬ。健全財政であるいまだからこそ、将来に禍根を残さないまちづくりを進めるべきである。投資と市債の考え方についてうかがう。

⇒ 市債残高が少なく、財政力がいいことが目的ではない。

将来にわたっての安定的な行財政運営のための財政力であり、今後のまちづくりに当たり、債務を負える余地が多分にあることと解釈している。

5年後、市債は11%・427億円程度まで活用し、基金も20%とりくずし、事業推進を図ることと推計している。

○ 第四次総合計画を市民へ説明することにおいて、行政改革の結果による負の部分の整理についての説明が少ない。

行政の市民への説明責任を進めていかなければならない。

⇒ 説明責任は重要。研修等により職員の意識啓発を進める。

○ 許認可等、権限委譲の状況は？

⇒ 地方分権の流れから、権限の委譲は進んでいる。ここで3件委譲される。

○ 公共施設の維持管理についての位置付けはどのようなものか？

⇒ 財産所管にて策定中の公共施設維持管理計画での位置付けを個別事業ごとに振り分けて総合計画へ位置付ける。

○ 効率的・効果的な行財政運営との記述があるが、市民が市役所にきて何かしたいときに「たらいまわし」されるといったことはあるのか？

⇒ 数件「市長の手紙」での指摘がある。

○ さいたま市では転入の手続きが一箇所で済むとのこと。こういうことは考えられないのか？ 電子情報化が進めば窓口はひとつで済むのか？

⇒ 事務処理の合理化や円滑化を図り、来庁者の利便性向上を図る。

○ 情報に関するリスク管理はどうなっているのか？

⇒ 県内随一の情報管理体制である。

○ IT専門職を設置するべきである。

○ 高齢者等の情報弱者の取り残しのないように留意されたい。

○ 窓口がひとつであり、その場へ関係する担当職員が赴き、対応を図る、いわゆる窓口出前システムについて、計画での位置付けを検討されたい。

○ 座間市における公共下水道整備が低いため、目久尻川の浄化は進んでいない。

公共下水道幹線沿線の公共下水道が整備されれば、河川環境は改善される。

このため、広域的な観点からのシステムづくりを図るべきである。

⇒ 公共下水道幹線は既に整備され、稼働している。

各自自治体の状況により、全体的な整備は困難なものの、環境保全の観点からも協議を図る。

- 消防広域化に向けた取り組みが進んでいるが、課題も多いようである。市の考え方についてうかがう。
- ⇒ 海老名・座間・綾瀬・大和・厚木・清川・愛川でのブロックが県から提示されているが、現実的に相模川以西地区との一体化は疑問。
広域行政の取り組みにおいて、座間・綾瀬等との協議を進めていく。
- 今後、市職員数は増加するのか？
- ⇒ 職員定員計画に基づき、最終的に 796 人にまで減少する。職員数を市人口で除した職員一人当たりの人口は、結果的に増加する。
- 広域化において、交通を考えなければいけない。相模川渡河交通は第三次総合計画でも対策が位置付けられていたが、渋滞解消がなされていない。
- 下今泉門沢橋線に、利用する者のない信号機が設置されており、円滑な道路交通の妨げとなっている。市として改善を図るべき。
- 静岡県・富山市等、自動車運転免許返納者を公共交通への誘導を図り、及び各種サービスの提供を図る、免許返納まちづくりを進めている自治体がある。
高齢者等、交通弱者に対する移動手手段の確保について検討されたい。
- 国分地区の地域別計画において、他地区と比して、福祉の取り組みが弱い。全市的な事柄については、統一的な位置付けが必要である。

(2) 答申書(案)についての議論

《意見・質疑等》

- 「食育」のイメージが狭い。
- 「食育」は家庭が基本であると考え。文言にとらわれることはない。
- 現実的に家族そろって食事ができることは困難である。地産地消等を含め、幅広く全体的にとらえられるイメージとされるが良い。
- 「食育」の定義が定まっておらず、一般に浸透していない。「食育」の文言を削っても差し支えないのではないか。
- ⇒ 表現を改め、次回提示する。
- 地域の文化と学校との交流が図られるシステムづくりが必要。
- ⇒ 地域まちづくり提言書からも提言されている事項。この趣旨を汲み、計画策定を図っている。
- 緑化活動における「共通理解」とは何か？
30年前に植樹した木が迷惑なものとなっており、伐採している。植樹する場所・種類等の考慮をされたい。
- ⇒ 土地、樹木の所有者と市民の関係である。緑を守るためには相互に我慢・努力することも必要である。
- 高座施設組合での植樹地は適切な場所ではなかった感がある。植樹の視点を「植樹数」とするのか「植樹地」にするのか等、明確なビジョンのもと、植樹を実施されたい。

4. その他

- ・総合計画審議会 10/25 PM 政策審議室
- ・前回会議録の確認 → 修正等については次回会議時に事務局へ連絡を

5. 閉会（鈴木会長）

- ・次回、答申書について、ご議論をいただきたい。

以 上